

平成 16 年 2 月 5 日付け中央環境審議会意見具申
「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」
(ポイント)

- 環境報告書は、いわば事業者が社会や市場に対して開いた窓であり、事業者と様々な利害関係者との間の重要なコミュニケーション手段。各主体のパートナーシップによってこそ、環境に配慮した事業活動がいっそう報われるものとなるものと期待される。そのためには、環境報告書の取組の裾野を拡大するための制度的枠組みが必要。
- 制度的枠組みの構築に当たっては、民間の事業者については、環境報告書の作成等を義務付けるのではなく、むしろ事業者の任意に委ね、国の関与は最小限とすることにより事業者の自主性が最大限活かされるようにすることが適当。
- 特に公的性格を有し、環境への配慮に不足があってはならない独立行政法人等については、環境報告書の作成等を義務化することが適当。
- また、事業者の環境配慮の取組の裾野を広げていくためには、社会や市場の側においても、環境配慮への積極的な取組への高い評価を具体的な行動へと反映させていくことが重要。このため、金融・資本市場、消費者市場及びサプライチェーン市場のグリーン化を推進することが必要。
- 施策の展開に当たっては、中小企業に対して過度の負担を課すものとならないよう配慮することが重要であり、簡易で実効性のある環境配慮のツールの整備とその普及促進が必要。
- また、欧州等の取組に単に追随するのではなく、国際的な検討の場に積極的に参加し、我が国の先進的な環境配慮の取組が国際的にも正当に評価されるようにするとともに、世界に冠たる環境立国づくりを進めることが重要。